

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属:住吉区役所

[illegible]

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	住吉区役所	担当・事業所名	総務課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	私債権	債権名	面談強要行為等差止等請求事件に係る損害賠償金
----	-------	---------	-----	-------------	-----	------	-----	-----	------------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	800	0	800	0	0	0	0.0%	0.0%	800	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	800
B 令和6年度 修正目標	800	0	800	800	0	800	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	800	0	800	0	0	0	0.0%	0.0%	800	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	800
D 令和7年度 計画※	800	0	800	0	800	800	0.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	100.0%	0
E 令和7年度 目標	800	0	800	800	0	800	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	800	0	800	0	0	0	0.0%	0.0%	800				0	－	－	0	0.0%	0.0%	800
G 令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
H 令和8年度 目標	800	0	800	800	0	800	100.0%	100.0%	0				0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度 of 取組実績・課題・改善策など

令和7年度 of 取組実績
・相続人調査を引き続き実施
課題と改善策
【課題】 ・債務者の子が相続放棄を行っていなかった場合は、納付交渉を行う必要がある。 【改善策】 ・債務者の子に対し、相続放棄の確認及び納付交渉を行う。

4. 令和8年度 of 取組内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の取組内容 of 検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組
・債務者の子に対し、相続確認及び納付交渉を実施
未収金の発生抑制に向けた取組
・同様の債権が発生した場合は、債務者またはその相続人に十分なアプローチを行う。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																	
	回収債権									整理債権							合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は、納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は、又は、行方不明等所在など調査中又は、個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手段中のもの又は、又は、交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手段中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は、換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は、強制執行予定のもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等又はは分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等又はは分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等により、回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等又はは分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は、又は、換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は、又は、相続人調査後なお相続人未確定、若しくは、相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は、又は、債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に依らず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計＝上記2のF(令7実績)のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。(その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度未収債権の件数			1							1							0
過年度未収金残高			800							800							0
現年度未収債権の件数										0							0
現年度未収金残高										0							0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：(⑩又は⑪又は(⑫ → ⑬)) → ⑭又は⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数	1人	令和7年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	1
		令和7年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)＝上記2のF(令7実績)のケ	800

6. 令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記20Cキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記20Cキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	－	

	大阪市 (上記20Cキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

所属	住吉区役所	担当・事業所名	生活支援課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	非強制徴収公債権	債権名	情報公開請求にかかる手数料
----	-------	---------	-------	-------------	-----	------	----------	-----	---------------

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」…目標達成、「B1」…取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」…取組みを予定通り実施できず目標も未達、「一」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ'	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ'	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ×(エ＋オ')	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'× (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア'＋ウ')	ケ'' ＝ケ'＋ケ'
A	令和6年度 当初目標	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
B	令和6年度 修正目標	1	0	1	1	0	1	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
C	令和6年度 実績	1	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	1	0	0	0	0	—	—	0	0.0%	0.0%	1
D	令和7年度 計画※	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
E	令和7年度 目標	1	0	1	1	0	1	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
F	令和7年度 実績	1	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	1				0	—	—	0	0.0%	0.0%	1
G	令和8年度 計画※	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0
H	令和8年度 目標	1	0	1	1	0	1	100.0%	100.0%	0				0	—	—	0	100.0%	100.0%	0
I	令和9年度 計画※	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0	—	—	0

令和7年度の実績
・請求人と連絡が取れていないため、手紙による継続的な納付交渉を行った。
課題と改善策
【課題】 ・請求人と連絡が取れていない
【改善策】 ・引き続き手紙による継続的な納付交渉を行う。

未収金の解消に向けた取組 ・請求人に対し継続的なアプローチを行い、納付交渉等を行う。
未収金の発生抑制に向けた取組 ・納期到来後のアプローチを十分に行う。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位: 千円)																			
回収債権										整理債権								合計	
										⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			残高の合計 = 上記2のF (令7実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残り、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後 なお相続人未建 定 若しくは 相続人不存在 確定だが、 停止の判断に 至れていないも の	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が受 けているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないも の	消滅時効期間 が経過している もの			
分類	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中の もの	督促状送付後、 各種処分に向 けて、財産調査 中 又は 行方不明等で 所在など調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中の もの 又は 交付要求中の もの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手 続中のもの	【強制公】 差押え後、 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取 得後、 強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 納誓約により、 分割納付中であ り、 現在の分割納付 額で、10年以 内の完納見込 があるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 納誓約により、 分割納付中だ が、 現在の分割納付 額では、完納 まで10年以上要 するもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等により、 債務者の資力 回復を待った が、納付を猶予 (期限延長)して いるもの	換価猶予等又は は履行延期の 特約等又はは分 納納付の履行 が滞り、 再度、納付交渉 中のもの										
	過年度 未収債権 の件数		1								1							0	1
	過年度 未収金 残高		1								1							0	1
	現年度 未収債権 の件数										0							0	0
現年度 未収金 残高										0							0	0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤)又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権：(⑩又は⑪又は(⑫ → ⑬)) → ⑭又は⑮ → ⑯

令和7年度決算見込における債務者数	1人	令和7年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	1
		令和7年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)＝上記2のF(令7実績)のケ	1

6. 令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記20キ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記20キ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	—	

	大阪市 (上記20キ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	住吉区役所	担当・事業所名	総務課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	非強制徴収公債権	債権名	会計年度任用職員に係る給与の戻入金
----	-------	---------	-----	-------------	-----	------	----------	-----	-------------------

1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分						合計			
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ ^ア	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ ^ア	エ ^ア	オ ^ア	カ ^ア ＝エ ^ア ＋オ ^ア	キ ^ア ＝エ ^ア ÷ウ ^ア	ク ^ア ＝カ ^ア ÷ウ ^ア	ケ ^ア ＝ウ ^ア － (エ ^ア ＋オ ^ア)	キ ^ア ＝(エ＋エ ^ア) ÷(ウ＋ウ ^ア)	ク ^ア ＝(カ＋カ ^ア) ÷(ア＋ウ ^ア)	ケ ^ア ＝ケ ^ア ＋ケ ^ア
A 令和6年度 当初目標	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
B 令和6年度 修正目標	179	0	179	179	0	179	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	179	0	179	0	0	0	0.0%	0.0%	179	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	179
D 令和7年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E 令和7年度 目標	179	0	179	179	0	179	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	179	0	179	0	0	0	0.0%	0.0%	179	179	179	179	0	－	－	0	0.0%	0.0%	179
G 令和8年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
H 令和8年度 目標	179	0	179	179	0	179	100.0%	100.0%	0	179	179	179	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績実績

・書面による催告を2回実施した。

・その結果、本人が来庁し、履行延期の特約の申請があった。

課題と改善策

【課題】

・過去の家庭訪問後、書類提出もなく、電話しても出ていただけない状況である。

【改善策】

・書類を再度送付し、返送をうながす。それでも連絡が取れない場合、再度の家庭訪問を実施する。

4. 令和8年度の実績内容 … 「1. 令和7年度の目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和7年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・可能な限り、未然防止の手続きを行う。

履行延期の特約を適用した金額の納付書を本人宛送付している。

令和8年7月から4か月にかけて納付予定となっており、納入確認を行っている。

未収金の発生抑制に向けた取組

・可能な限り、未然防止の手続きを行う。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 又は行方不明等で所在など調査中 又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押え手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のための法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の責力回復を待っため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないものは換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在などが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困難中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	未収債権の件数					1				1							0	1
	未収金残高					179				179							0	179
現年度	未収債権の件数									0							0	0
	未収金残高									0							0	0

※ 収取債権の償却状況は、償却方法により異なる。

※ 未収債権の件数は、原則、調定作業上の、調定上まとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）

※ 1つの債権に、連帯債務者や保証人が設定されている場合であっても、調定票上、未収債権の件数は1件、債務者は1人と数え、3の表に、未収債権の件数は1と数えている者の状況で分類する。

※ 債務者が死亡した時点で、相続人が複数ある場合、相続制が適用されている債権が分類して記録されるが、調定票上、未収債権の件数は1件、債務者は1人と数える。

※ それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表に、相続された債権の最も大規模な相続人の状況で分類する。同様の場合は、未収債権の状況の償却方法も適用している者の状況で分類する。

※ 収取債権の償却状況 ① → ② → ③ → 回収債権 ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権 ⑩ ⑪ 又は ⑫ ⑬ → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

1

令和7年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

令和7年度決算見込における
未収金残高(過年度+現年度)
＝上記2のE(令7実績)のケ%

1

433

6. 令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記20キ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記20キ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	—	

	大阪市 (上記2Cキ)	政令指定都 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	住吉区役所	担当・事業所名	総務課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る社会保険料の戻入(住吉区)
----	-------	---------	-----	-------------	-----	------	-----	-----	--------------------------

1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	B1	「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高		調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
ア ＝前年度ケ"	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)		ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ" ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク" ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ" ＝ケ＋ケ'
A 令和6年度 当初目標	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
B 令和6年度 修正目標	26	0	26	26	0	26	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
C 令和6年度 実績	26	0	26	0	0	0	0.0%	0.0%	26	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	26
D 令和7年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
E 令和7年度 目標	26	0	26	26	0	26	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
F 令和7年度 実績	26	0	26	0	0	0	0.0%	0.0%	26	26	26	26	0	－	－	0	0.0%	0.0%	26
G 令和8年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
H 令和8年度 目標	26	0	26	26	0	26	100.0%	100.0%	0	26	26	26	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
I 令和9年度 計画※	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※「新・市政改革プラン」の期間(令和6～9年度)に合わせて設定した「中期目標」の達成に向けて、各所属で策定した年度毎の計画

3. 令和7年度の実績・課題・改善策など

令和7年度の実績実績

・書面による催告を2回実施した。

・その結果、本人が来庁し、納付意思を示し、納付書を送付した。

課題と改善策

【課題】

・過去の家庭訪問後、書類提出もなく、電話しても出ていただけない状況である。

【改善策】

・書類を再度送付し、返送をうながす。それでも連絡が取れない場合、再度の家庭訪問を実施する。

4. 令和8年度の実績内容 … 「1. 令和7年度の目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「3. 令和7年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・7月末を納付期限としており、納付確認を行う。

未収金の発生抑制に向けた取組

・可能な限り、未然防止の手続きを行う。

5. 令和7年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

																			(残高の単位: 千円)	
回収債権										整理債権										合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
分類	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は、納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は、行方不明で所在など調査中又は、個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手段中のもの又は、交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手段中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は、換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は、強制執行予定のもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等又はは分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等又はは分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又はは履行延期の特約等又はは分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は、債務者の代理役人から債務整理の受任通知が届いているもの又は、債権者が破産手続中のもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は、相続人調査後なお相続人未確定若しくは、相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は、債権者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの			
	過年度未収債権の件数					1				1								0		
	過年度未収金残高					26				26								0		
	現年度未収債権の件数										0								0	
	現年度未収金残高										0								0	
※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)																				

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、測定件数とする。測定を主として行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和7年度
決算見込に
おける
債務者数

1
人

令和7年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)

令和7年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)＝上記2のF(令7実績)のケ

1

26

6. 令和6年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記20 City)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記20 City)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	—	

	大阪市 (上記20 City)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由